

令和4年度 事業計画書

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

公益社団法人 日本海難防止協会

目 次

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査研究 5
2. 入出港等航行援助業務に関する調査研究 5
3. 港湾計画の調査検討 5
4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業 6

(一般事業)

5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催 6
6. 海難防止等情報の発信・啓発 6

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

- 海の安全と環境保護のガイドブック作成 6

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海上安全に関する国際情報収集活動 7
2. 海事の国際的動向に関する調査研究 7

(日本財団助成事業)

3. ミクロネシア3国の海上保安能力強化支援 (小型パトロール艇運用経費) . . . 8
4. ミクロネシア3国の海上保安能力強化支援 (パラオ巡視船運用経費) . . . 8

(地方公共団体(富山県)補助事業)

5. 北西太平洋行動計画推進協力事業 8

IV 受託事業 9

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査（事業費：7,000 千円）

我が国における沿岸海域及び主要水域では、航行船舶が輻輳するとともに漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には、海運関係者及び漁業関係者の相互理解が重要である。

このため、海運・水産両業界の関係者が関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討するものである。

○ 漁業操業情報図について

一般船舶向けの「漁業操業情報図」については、平成 22 年度に「東京湾漁業操業情報図」を、平成 29 年度から令和元年度の 3 カ年に瀬戸内海西方、瀬戸内海東方（備讃瀬戸～明石海峡）、瀬戸内海東方（大阪湾以南）の 3 つのエリアに分け「瀬戸内海漁業操業情報図」を、令和 2 年度に「伊勢湾漁業操業情報図」を、それぞれ作成し漁業操業情報の提供を行っている。

○ 商船航行情報図について

漁業者向けの「商船航行情報図」については、平成 23 年度に「東京湾商船航行情報図」を、令和 3 年度に「伊勢湾商船航行情報図」を作成しているところであるが、瀬戸内海の漁業者に向けた一般船舶側の情報提供を行えていないことから、令和 4 年度からは瀬戸内海を対象海域とし、商船航行情報図を作成することにより、瀬戸内海における海運・水産関係者双方の安全な海域利用の一助とする。

2. 入出港等航行援助業務に関する調査（事業費：2,200 千円）

我が国港湾は、海上交通の安全を阻害する諸要因が複雑多岐に存在する状況となっている。本事業では、船舶の航行安全に資する為に、船舶輻輳水域や主要港湾における水先に関する諸問題について調査を実施してきた。

近年の港湾においては、地方港湾におけるクルーズ船の誘致等により、水先法が適用されない港湾施設への外国船舶の入出港が増加している。水先法が適用されない港湾への外国船舶の嚮導については、近隣の水先区水先人による嚮導以外にも当該港湾水域事情を知り得る海技者によって当該港湾水域を航行する船長に航行安全上の助言及び操船支援を行っている。

本調査は、水先区以外の港湾において行われるこのような水先行為に類似する行為について国内の実態を把握することを目的とする。

3. 港湾計画の調査検討（事業費：2,100 千円）

港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省の「交通政策審議会港湾分

科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される日本海難防止協会に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約及び改訂計画等の事前の周知徹底を図るとともに、今後の港湾計画の改訂や変更計画の策定に資するものである。

なお、審議が予定されている港湾計画に関する港湾管理者、海上保安部（港長）等と必要に応じて意見聴取を実施するほか、次年度以降に港湾計画の改訂等を予定及び検討している港湾管理者等と打ち合わせ等を行い港湾計画の改訂（案）の作成及び審議の円滑化を図る。

4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業（事業費：3,200千円）

本事業は、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行うことにより、調査研究技術の向上を図り、更に全国で活動する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関して、相互調整を図り、もって海難防止等事業の実効性の向上に資するものである。

全国の海難防止団体、小型船安全協会等の関係者による会議（海難防止団体等連絡調整会議）を年に1回開催する。

また、データボックスによる情報共有、リモート会議による意見交換を通じての情報共有を図る。

（一般事業）

5. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催（事業費：150千円）

本事業は、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的として、当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、「海の事故ゼロキャンペーン」を全国的規模で展開するものである。

6. 海難防止等情報の発信・啓発（事業費：1,246千円）

海浜事故や海洋汚染の防止に資する調査研究や提言、海難防止等に関する最新情報、これまでに蓄積したデータや過去の事例などについて、実務的な要素を持たせた情報を電子データなどの媒体を活用して効果的・効率的に提供するものである。

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

（事業費：2,400千円）

海の安全と環境保護のガイドブック作成

「2030年、2050年の温室効果ガス（GHG）削減目標達成のための技術課題調査と啓発ガイドブック」（令和3年度～令和4年度の2カ年事業）

本事業は、国際海運からの「GHGゼロ排出」実現のための一助とすべく、船舶運航者がGHG削減対策について理解を深められるガイドブックを作成し、既に進行中

の GHG 削減技術の実用化に係る大規模プロジェクト等に限らず、GHG 削減目標達成のために取り組むべき研究開発課題について、関係企業、コンソーシアム（開発の最前線）に対し最新情報を調査し、環境問題に関わる技術シーズの洗い出しを行ったうえで、船舶運航関係者において、GHG 対策（技術開発等）の現状や未来展望が容易に理解でき、GHG 対策についての主体意識醸成に繋がることを企図している。

2 カ年度での事業展開とし、1 年目は企業やコンソーシアム、国内外の学会等からの技術課題や開発状況に関する情報収集及びニーズ調査を行い、2 年目は有識者による勉強会形式にて内容を精査のうえ、ガイドブックを完成させることとしている。

Ⅲ 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

（日本財団助成事業・日本海事センター補助事業）

1. 海上安全に関する国際情報収集活動（事業費：289,170 千円）

① 総合的な海洋政策に関する情報の収集・展開等

ロンドン事務所においては、IMO の委員会、小委員会に出席し、我が国政府代表団と協力して日本の意見を反映させる。また、IMO や他の国際会議、セミナー等へ参加して、各国政府や国際機関等の海洋に関する政策動向を把握するとともに、関連情報を収集し関係者に展開する。さらに、セミナーやワークショップといった行事を開催するとともに、これらの機会をとらえて人脈の形成に努め、情報収集体制の強化を図る。

② マラッカ・シンガポール海峡及び同周辺海域の航行安全・環境保全対策

シンガポール事務所においては、マラッカ・シンガポール海峡周辺等における海難、海賊被害、施策等に関する情報収集等、沿岸国との協力関係の構築、マ・シ海峡航行援助施設基金委員会や協力フォーラム等の関連会議へ対応する。また、これらの情報を関係者に提供する。

③ ミクロネシア 3 国における海上保安能力強化支援

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の 3 カ国に対しこれまで行ってきた海上保安能力強化支援を引き続き適切に実施するため、現地関係機関との意見交換を行い、供与巡視船（パラオ共和国）・供与小型艇の円滑な運用及び乗組員の人材育成等についてフォローアップする。乗組員の整備技術向上支援については国内外の研修機関を活用するため、各機関との円滑な調整を図りながら効果的に実施していく。パラオ共和国に関しては、巡視船の運用及びこれに伴う人材育成支援を的確に推進していくため、定期的に派遣している海上保安アドバイザーを最大限に活用し、現地政府及び関係者と具体的内容について議論・調整を行う。

2. 海事の国際的動向に関する調査研究（事業費：10,500 千円）

IMO の MSC（海上安全委員会）、NCSR（航行安全・無線通信・捜索救助小委員会）、

MEPC（海洋環境保護委員会）、PPR（汚染防止・対応小委員会）等について、我が国の産学官の海事関係者で構成する国内委員会に対処方針について検討するとともに、我が国政府代表団の一員として IMO の会議に出席し、関連情報の収集・分析を行い、関係者に最新の情報を提供する。

また、個別の海事案件について諸外国における現地調査・情報収集を行い、関係者に最新の情報を提供する。

3. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援（小型パトロール艇運用経費）

（事業費：令和 3 年度～令和 4 年度（2021 年度～2022 年度 341,980 千円）

パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国の 3 カ国に対しこれまで行ってきた海上保安能力強化支援を適切に実施するため、引き続き計 6 隻の小型艇にかかる定期整備費、燃料費、通信費等の運用諸経費の支援をする。また、ミクロネシア連邦及びマーシャル諸島共和国に対しては、小型パトロール艇メーカーの技術者を現地へ派遣して行う整備研修のみならず、国内外の研修機関を活用した研修を実施するなど、乗組員の整備技術向上等人材育成面での支援強化を図る。

令和 3 年度から 2 カ年の事業であり、事業費は令和 3 年度に助成されているため令和 4 年度の予算要求なし。

4. ミクロネシア 3 国の海上保安能力強化支援（パラオ巡視船運用経費）

（事業費：令和 3 年度～令和 4 年度（2021 年度～2022 年度 198,630 千円）

平成 29 年 12 月にパラオ共和国へ供与した 40m 型巡視船 PSS KEDAM の運用が適切に行われるよう、引き続き定期整備費、燃料費、通信費等の支援をする。定期整備に関しては、令和 3 年度には上架を伴うドックでの整備（日本にて 5～7 月に実施済）、令和 4 年度はパラオにて主機関整備等の軽整備を実施する。また、乗組員がより高度な技術的トラブル等に対応できるよう国内外の研修機関を活用し、整備技術のさらなるレベルアップを図る。巡視船運航にかかる知識及び整備技術の向上支援を確実に実施し、さらなる海上保安能力強化を推進する。

令和 3 年度から 2 カ年の事業であり、事業費は令和 3 年度に助成されているため令和 4 年度の予算要求なし。

（地方公共団体（富山県）補助事業）

5. 北西太平洋行動計画推進協力事業(NOWPAP)（事業費：34,500 千円）

本事業は、日本海における日本、中国、韓国及びロシアの 4 か国による国際連合環境計画(UNEP)の地域計画の一つである北西太平洋地域行動計画(NOWPAP)の実施機関（国連出先機関）として、富山県に設置された富山調整事務所（地域調整ユニット（RCU）富山）への支援を行うものである。

IV 受託事業

当協会の長年にわたり蓄積された知見や幅広いネットワークに基づき、中立・公正な専門機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき、調査研究を実施する。